

第48号議案

中間市高額療養費支払資金貸付基金条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

平成26年11月28日提出

中間市長 松下 俊男

中間市高額療養費支払資金貸付基金条例の一部を改正する条例

中間市高額療養費支払資金貸付基金条例（昭和53年中間市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「貸付ける」を「貸し付ける」に改める。

第2条中「1,000万円」を「500万円」に改める。

第3条中「の各号」を削り、同条第2号中「高額療養」を「高額療養費」に改め、同条第3号中「3か月」を「3月」に改め、同条第4号中「もの」を「者であること。」に改める。

第4条中「国民健康保険法施行令」を「、国民健康保険法施行令」に、「100万円」を「200万円」に改める。

第5条の見出しを「（貸付条件）」に改め、同条中「各号」の次に「掲げる事項の区分に応じ、それぞれ当該各号」を加える。

第7条第1項中「14.6%」を「14.6パーセント」に改め、同条第2項中「場合は」の次に「、資金の貸付けを受けた者は」を加える。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

中間市高額療養費支払資金貸付基金条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 高額療養費支払資金（以下「資金」という。）を貸し付けることにより、市民の保健を向上させ、もって福祉の増進を図るため、中間市高額療養費支払資金貸付基金（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>(基金の額)</p> <p>第2条 基金の額は、<u>500万円</u>とする。</p> <p>(貸付要件)</p> <p>第3条 資金の貸付けを受けることができる者は、次に掲げる要件を備えていなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第57条の2第1項の規定により、<u>高額療養費</u>の支給を受ける世帯の世帯主であること。</p> <p>(3) 本市の区域内に引き続き<u>3月</u>以上住所を有すること。</p> <p>(4) 償還を確実に完遂できると市長が認める<u>者</u>であること。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 高額療養費支払資金（以下「資金」という。）を貸付けることにより、市民の保健を向上させ、もって福祉の増進を図るため、中間市高額療養費支払資金貸付基金（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>(基金の額)</p> <p>第2条 基金の額は、<u>1,000万円</u>とする。</p> <p>(貸付要件)</p> <p>第3条 資金の貸付けを受けることができる者は、<u>次の各号</u>に掲げる要件を備えていなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第57条の2第1項の規定により、<u>高額療養</u>の支給を受ける世帯の世帯主であること。</p> <p>(3) 本市の区域内に引き続き<u>3か月</u>以上住所を有すること。</p> <p>(4) 償還を確実に完遂できると市長が認める<u>もの</u></p>

(貸付金額)

第4条 資金の貸付金額に、国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の2の規定に基づき仮算定した額の10分の9（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）以内の額で、200万円を限度とする。

(貸付条件)

第5条 資金の貸付条件は、次の各号掲げる事項の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)～(3) (略)

(貸付金の返還)

第7条 市長は、偽りその他不正な行為によって資金の貸付けを受けた者があるときは、当該貸付金の全部を直ちに返還させるものとする。この場合においては、当該貸付金の貸付けの日から返還日までの日数に応じ、当該貸付金額につき年14.6パーセントの割合で計算した違約金を、当該貸付金に加算する。

2 貸付けを受けた額が法第57条の2第1項の規定により支給される高額療養費の額より多い場合は、資金の貸付けを受けた者は、その差額を当該高額療養費の支給日までに返還しなければならない。

(貸付金額)

第4条 資金の貸付金額に国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の2の規定に基づき仮算定した額の10分の9（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）以内の額で、100万円を限度とする。

(貸付条例)

第5条 資金の貸付条件は、次の各号に定めるところによる。

(1)～(3) (略)

(貸付金の返還)

第7条 市長は、偽りその他不正な行為によって資金の貸付けを受けた者があるときは、当該貸付金の全部を直ちに返還させるものとする。この場合においては、当該貸付金の貸付けの日から返還日までの日数に応じ、当該貸付金額につき年14.6%の割合で計算した違約金を、当該貸付金に加算する。

2 貸付けを受けた額が法第57条の2第1項の規定により支給される高額療養費の額より多い場合は、その差額を当該高額療養費の支給日までに返還しなければならない。